

令和 3 年度第 1 9 回庁議提案  審議・報告・その他

提出 日：令和 4 年 1 月 1 3 日

担当部・課：復興政策部復興政策課〔内線 4 2 1 5〕

復興政策部 S D G s 地域戦略推進室〔内線 4 2 2 3〕

① 件 名	
石巻市総合計画推進会議の設置について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】</p> <p>本市では、少子高齢化などによる社会情勢の変化、震災後の住環境やライフスタイルの変化に伴い多様化する市民ニーズ、硬直化する財政状況、国が進める地方創生事業等に対応し、将来にわたり持続可能な市政運営を行い、市民が住むことに誇りを持てるまちづくりを実現するため、令和 3 年度を初年度とする第 2 次石巻市総合計画を策定した。</p> <p>【目的】</p> <p>本市の最上位計画である本計画を計画的に推進するため、外部委員により構成する石巻市総合計画推進会議を設置するもの。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
令和 3 年 9 月 市議会第 3 回定例会にて第 2 次石巻市総合計画について議決	
⑤ 主な内容	
1 設 置	<p>第 2 次石巻市総合計画を計画的に推進するため、「石巻市総合計画推進会議」を設置する。</p> <p>なお、毎年度、総合戦略の評価及び検証を行ってきた「石巻市・まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」については、人口戦略として総合計画と統合したため廃止する。</p>
2 所掌業務	<p>(1) 総合計画の進捗状況の評価及び検証に関すること。</p> <p>(2) 総合計画の数値目標及び重要業績評価指標に関すること。</p> <p>(3) その他総合計画の推進に関すること。</p>
3 組 織	<p>委員 2 5 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者</p> <p>(2) 関係機関の職員</p> <p>(3) 上記に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</p>
4 任 期	<p>委員の任期は 5 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>また、委員は再任することができる。</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

学識経験者や各種団体の関係者等から、専門的かつ幅広く意見を聴取し、各施策に反映させることで、計画（PLAN）、実施（DO）、管理・検証（CHECK）、調整（ACTION）といったPDCAサイクルを確立し、適正に計画を推進することができる。

【市財政への負担】

報酬	950千円
費用弁償	60千円
通信運搬費	78千円
合計	1,088千円（一般財源）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

宮城県：宮城県行政評価委員会（政策評価部会）により毎年評価を行っている。  
東松島市：東松島市総合開発審議会により毎年評価を行っている。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和4年2月 市議会第1回定例会に石巻市総合計画推進会議条例の制定について提案  
（公布の日から施行）  
4月 委員委嘱及び会議開催  
7月 会議開催

⑨ その他

石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議条例（令和2年条例第3号）は廃止する。